

平成 22 年 10 月 1 日

傷病名マスターに係る難病外来指導管理料の  
対象疾患の識別フラグの設定について

医科診療報酬点数表の B 001 特定疾患治療管理料の 7 に定められている「難病外来指導管理料」の対象疾患については、「特定疾患治療研究事業」の対象疾患の範囲に同じとして定められています。

今般、傷病名マスターの収載傷病名について当該管理料の対象疾患となる傷病名を明確にし、管理料算定時の傷病名コードの選択及び確認の利便性向上のため、対象疾患を識別するフラグを下記 1 のとおり設定しましたのでお知らせします。

なお、「特定疾患治療研究事業」の対象疾患に係る認定基準では、下記 2 の例のように重症度、病型及び症候等により対象疾患の範囲が定められている疾患があり、原則として、この認定基準に則した傷病名にフラグを設定しておりますので、別紙の対象傷病名一覧により選択する傷病名コードを確認のうえご利用願います。

記

1 傷病名マスターの仕様変更

項番 43 の「予備」を

「

項番	項目名	内容
43	難病外来対象区分	当該傷病名が難病外来指導管理料の算定対象であるか否かを表す。 00:算定対象外 09:難病外来指導管理料算定対象

」

に変更し、項番 33 の「予備」を「難病外来区分（変更情報）」に変更する。

2 重症度等により対象範囲が限定される疾患例

- ・ パーキンソン病 : Hoehn&Yahr 重症度の 3 度以上が対象範囲
- ・ アミロイドーシス : 免疫グロブリン性アミロイドーシス、家族性アミロイドーシス及び老人性 TTR 型アミロイドーシスが対象範囲
- ・ 原発性胆汁性肝硬変 : 症候性が対象範囲